

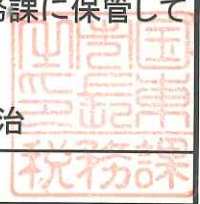
公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 15 日

下記の書類は、郵送で送達しましたが送達不能でありましたので、国東市役所税務課に保管しておりますから、何時でも送達を受けるべき者に交付します。

国東市長

松 井 督 治



1	書類の送達を受けるべき者	住 所	国東市国見町櫛海1185番地1
		氏 名	畑野 佳代
	送達する書類	R8軽自動車税督促状	
2	書類の送達を受けるべき者	住 所	国東市安岐町油留木2418番地1
		氏 名	廣石 和巳
	送達する書類	R8軽自動車税納税通知書	
3	書類の送達を受けるべき者	住 所	インドネシア
		氏 名	DWI ERNI INDRIANI
	送達する書類	R8市・県民税更正通知書	
4	書類の送達を受けるべき者	住 所	ベトナム
		氏 名	NGUYEN THI KIM NGAN
	送達する書類	R8市・県民税更正通知書	
5	書類の送達を受けるべき者	住 所	ベトナム
		氏 名	NGUYEN THI BINH
	送達する書類	R8市・県民税更正通知書	
6	書類の送達を受けるべき者	住 所	ベトナム
		氏 名	HO THI KHANH LINH
	送達する書類	R8市・県民税更正通知書	
7	書類の送達を受けるべき者	住 所	
		氏 名	
	送達する書類		
8	書類の送達を受けるべき者	住 所	
		氏 名	
	送達する書類		
9	書類の送達を受けるべき者	住 所	
		氏 名	
	送達する書類		

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。